

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県高田土木事務所において閲覧できます。

平成二十九年十二月五日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

平成二十九年七月二十六日奈良県指令高土第二九一五号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成二十九年十一月二十四日高土第九〇七号

公共施設に関する工事の検査済証 平成二十九年十一月二十四日高土第三七二号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

香芝市別所一〇六番一、一〇六番四、一〇六番五、一〇六番六、一〇六番七及び一

〇六番八

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

香芝市五位堂五丁目三七番地の一

株式会社垣本ハウジング 代表取締役 垣本喜己

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 香芝市別所一〇六番四

下水道 香芝市別所一〇六番四の一部